

ハットウシリ三世時代の対アムル政策

安田 芳

はじめに

ヒッタイトの帝国（新王国）時代^①は、同国がアナトリア^②の外側へ勢力を拡大していった時代である。ヒッタイトはシリアの南方に勢力を拡大したため、以前からシリアの一部とパレスティナを支配下に置いていた大国エジプトと衝突することになった。両大国の係争の地の一つとして挙げられるのが、現在のレバノンに位置したアムルと呼ばれる国であった。

ヒッタイトは、新王国時代が始まるシュツピルリウマ一世（在位前二三四四～二三二二年）の時代からアムルと「宗主権条約」^③を結びこの国を属国化するが、後のハットウシリ三世（在位前一二六七～一二三七年）の時代になると、王家同士の間で「平和条約」^④が結ばれた頃に前後しており、両国の狭間で翻弄されてきたアムルからしても、この時期が一つの画期であったと考えられる。本稿では、ハットウシリ三世の時代とそれ以前のアムルとの宗主権条約を比較することにより、ハットウシリ三世治世下で起こったアムル支配の変化の意義を再検討し、その外交政策の転換において当時のヒッタイトがどのような意図を持っていたのか考えてみたい。^⑤

ヒッタイトとアムルの間で結ばれた宗主権条約は、現在四つ発見されている。即ち、シュツピルリウマ一世とアジル（在位前一三四五～一三二五年）、ムルシリ二世（在位前一二二～一二九〇／一二八〇年）、ハットウシリ三世とベンテシナ（在位前一二九〇／一二八〇～一二三五年）、トウドハリヤ四世（在位前一二三七～一二二八年）とシャウシュガムワ（在位前一二三五～一二〇〇年）の間で結ばれた条約である。本

稿では、これら四つの条約を主史料としながら論を進めていくが、ヒツタイトと他国の間で結ばれた条約やヒツタイトとエジプトとの間で交わされた書簡も補足的に参照する。これらはヒツタイトの首都ハットウサ（現在のボアズキョイ）で発見されたもので、KBoやKUBという略号で知られる史料集にその手写史料が刊行されている。条約に関しては、ヴァイドナーと、デル・モンテ⁽⁷⁾によって刊行されたものを、書簡に関してはハーゲンブフナーとイズレル⁽⁸⁾のものを参照した。

シュツピルリウマ一世とアジルの宗主権条約に関しては、イズレルとジンガー、クレンゲル、フレイダクなどによる研究、トゥドハリヤ四世とシャウシュガムワの条約に関してはアルトマンやザカニーニの論考など、比較的豊富な先行研究がある。それに対してムルシリ二世とトゥツピ・テシユプ、ハットウシリ三世とベンテシナの条約に関しては、ジンガーやクレンゲルの概説書に言及されるにとどまっている。四つの宗主権条約を見ると、ムルシリ二世とハットウシリ三世の時代を境目としてヒツタイトの外交政策上の転換が起こったと推測されるので、この二人の王とアムル王との間で締結された条約も含めて、四つの条約を綿密に検証していくことが重要である。

この時代における外交政策において王家間の婚姻政策を考慮に入れることも不可欠である。王家間の婚姻の概要は、ヒツタイト・エジプト・バビロニア三国間の王家の結婚を扱ったテン・カーテの研究⁽⁹⁾、エジプトとヒツタイト、バビロニアの

政略結婚の目的の異同について論じたりベラーニの研究⁽⁵⁾、エジプトの新王国時代の結婚について論じたシュルマンの論文⁽¹⁶⁾、さらにヒツタイトと属国ミラとの間の姻戚関係について触れたデル・モンテの論文などによって知ることができる。これらの先行研究をふまえて、ハットウシリ三世のアムルに対する婚姻政策の意図を考えていくことにする。⁽¹⁸⁾

第一章 シュツピルリウマ一世治世下のシリア支配

第一節 シリア支配の意味

最初に、ヒツタイトが侵入する以前のシリア・パレスティナ地域の状況について触れておく。レムへによれば、後期青銅器時代前期は、ミタンニ⁽²⁰⁾がシリアのほぼ全土を支配していた。しかし、アメンホテプ一世の時代には、エジプトがパレスティナを征服し、トトメス三世の時代には、ミタンニの支配下にあったシリアに侵攻した。けれども、その後エジプトはシリアから撤退し、シリア・パレスティナはエジプトとミタンニとの間で平和的に分割された。これは、ヒツタイトがシリアに勢力を拡大してきたため、ミタンニとエジプトは協力し合わなければならなかったからであったと理解されている。両国の協調体制をより堅固にするために、ミタンニからエジプトへ王女が嫁いだ⁽²¹⁾が、結局この協力体制は、ヒツタイトによって壊されてしまう。すなわち、シュツピルリウマ一世と

その後継者のヒツタイトがミタンニを征服する一方で、エジプトが支配していたシリア南部にまでも進出するのである。これ以後、ヒツタイトとエジプトがハットウシリ三世とラムセス二世の時代に平和条約を結ぶまで、両国のシリアをめぐる争いは続いていく。シリア・パレスティナはヒツタイトが侵攻する以前も以後も、大国の勢力の領域下に置かれていたが、基本的には間接統治であり、在地の支配者によって治められていた。両大国の支配を受けながらも、この地の諸都市は貿易上ではライバルであり、支配する交易圏を広げようとしていた。

エジプト、ミタンニ、ヒツタイトといった列強の争奪的となってきたシリアの魅力は、その地理的な位置にあると言える。シリアの諸都市は、エジプトとメソポタミア世界をつなぐ、交易の要衝であり、その中継貿易から多くの利益を得ていた。更にアムルやウガリットなどのシリアの沿岸は、地中海への港を持っていたことから、シリアの支配は、内陸都市部の交易だけでなく、地中海世界との流通・交易を支配することを意味していたのである。

ヒツタイト王ムワタリ二世がアッシリア王アダド・ニラリ一世に送った書簡(CTH 171)⁽²⁴⁾には、アダド・ニラリが対等条約の締結と銀の産地であるアマヌス山への立ち入りを一方的に要求してきたことに対して、強硬に拒絶する返答が記されている。これは、ヒツタイトの管轄下にあったシリアが銀の鉱山を持っていたことも、列強が支配権を争う理由であっ

たことを示している。

さらに地中海交易の要所であったウガリットを例に取ると、ここはシリア特産の商品を生産する拠点でもあった。そのためか、ヒツタイト支配下のウガリットには金の杯や亜麻布の衣類など、様々な工芸品がヒツタイトの王妃や王子、高官に對する貢ぎ物として課されている。⁽²⁵⁾アムルに課した貢納が「金三〇〇シエケル」⁽²⁶⁾であるのに対し、ウガリットには「金五〇〇シエケル」を強要したのは、「ウガリットの豊かさ」⁽²⁷⁾を有効に搾取するためであったと見ることが出来る。このようなことから、ヒツタイトにとってシリアの支配は、ただ自国の領土の拡大のみを意味するものではなく、シリアを支配下に置くことで、ヒツタイトにもたらす経済的利益を十分に見通していたと言える。おそらくシリア全域が貿易によって商業が発達し、経済的に豊かであったことから、ヒツタイトを含むこの時代の列強諸国が、シリアの利権を得るため、さらにその安定した支配を確立するために外交的、軍事的に全力を投入したのは当然の帰結である。後述するように、ハットウシリ三世が取った婚姻政策への転換は、ヒツタイトの外交を理解する上で、重要な意味を持つと考えられるのである。

第二節 シュツピルリウマ一世とアジルの間で締結された宗主権条約

シュツピルリウマ一世とアジルの宗主権条約は、現存する

ヒッタイトとアムル間の条約の最古の例であるだけでなく、後に両国で結ばれた宗主権条約の基礎になっている。

この条約は、前史、貢納規定、軍役規定、防衛規定、逃亡者に関する規定、(ヒッタイト)王への忠誠、証人としての神々、呪い、祝福から構成される。⁽²⁸⁾

前史の部分では、本来アムルはエジプトの領土に属していたが、そこからヒッタイト側になったことが確認される。エジプトは第十八王朝のトトメス三世の治世以降、シリア・パレスティナを「カナン州」、「ウピ州」、「アムル州」という属州に分け、支配していたことを考えれば、一時的にミタンニの侵略を受けたことがあったにせよ、「アムル」はやはりシュッピルリウマ一世の治世期に初めてエジプトからヒッタイトの支配下に移ったと理解できる。

「しかしアムルの地の王であるアジルはエジプトの領土の門からやってきて、『我が太陽』⁽²⁹⁾、ハッテイの王の臣下になった。」(CTH 49 II, I 18-19)⁽³¹⁾

「アジルは『我が太陽』の足元にひざまずき、エジプトの領土の門からやってきたので、『我が太陽』であり偉大な王である私は(シュッピルリウマ一世)アジルを受け入れ、彼(アジル)を(属国王として)彼(シュッピルリウマ一世)の弟たち(他の属国王たち)の間に位置づけた。」(CTH 49 II, I 23-26)⁽³²⁾

ここでは繰り返し、あくまでアジルの自由な意思でヒッタイトの属国となったことが述べられている。それまでアジル

は、エジプトに服従する代わりに自分をアムルの支配者(hazannu)としてファラオに承認させるために、アムルの周辺諸都市に侵攻していくという手段を取っていた。最終的にその承認を得ることはできたが、シュッピルリウマ一世がシリアに遠征した際に、シュッピルリウマとアジルは接触する機会を持った。その後、ヒッタイトに脅威を感じたアジルはヒッタイト軍と直接交戦することなく、ヒッタイトに従属することを決めた。しかし、ヒッタイトの属国となった後も、エジプトへの臣従を完全にやめたわけではなく、しばらくはエジプトにも貢ぎ物を送っていたことが知られている。⁽³³⁾ ヒッタイトに対する貢納は次のとおりである。

「精錬された金、一級品で上質のもの、三〇〇シケルをハッテイの王への毎年の汝(アジル)の貢納とすること。それはハッテイの商人のはかりで量られること。」(CTH 49 II, I 9-11)⁽³⁴⁾

同様の貢納規定は、後のムルシリ二世とトゥッピ・テシュプの条約の中にも記されているが、ハットウシリ三世とベネシナ以降の条約では記されなくなる。これについてコロシエツツは「ベネシナやシャウシュガムワには貢納が免除された可能性がある」と述べているが、⁽³⁵⁾小野は、「大多数の宗主権条約が貢納規定を持たないということは、逆にいえばそれが一般的な、当然の行為とみなされ、……おそらく属国からの貢納は、慣習的に広く行われていたものと思われる」としている。⁽³⁶⁾

加えて、「貢納規定を持つ条約が、ヒツタイトの北シリア進出が本格的に開始されたスツピルリウマIからムルシリII時代のものであることから見て、当時のシリア北部の支配権をめぐるエジプトとの対抗上、支配権をより明確に主張するために、条約に貢納規定を明記する必要があるものと考えられる」と小野は述べている。仮に小野説に依拠するならば、例え自主的に服従したにせよ、ヒツタイトとエジプトの間で有利な方につこうと形勢を絶えずうかがうアムルのアジル王、あるいはトウツピ・テシュプ王を完全に従属させるために、アムルに対して貢納が課される事実を対外的に公示することをヒツタイト側がまだ必要とするような、緊迫した両国関係であったと考えられる。

また、アジルは毎年ヒツタイト王の前に出頭することを規定した一文が盛り込まれたが、これもヒツタイト側の不信を物語るものとしてとらえることができるかもしれない。

他方、軍役規定では、「我が太陽」の友人は誰でも、汝の友人であるべし。『我が太陽』の敵は誰でも、汝の敵であるべし」(CTH 49 II, II 9-11)⁽³⁷⁾という一節で始まっており、ヒツタイト王が他国に侵攻する際には、アジル自身が戦車隊や歩兵隊を動員するように求められ、ヒツタイト王の敵に対して「ハッティの歩兵隊と戦車隊が今、攻撃しに向かっている。警戒せよ！」(CTH 49 II, II 36-39)⁽³⁸⁾といった手紙を送って、内通してはならないと属国アムルの義務を規定している。

これに対し、防衛規定では、ヒツタイト王が敵国に攻め込

まれた時、アジルは歩兵隊と戦車隊とともに、ヒツタイト王の援助に来ることを求められ、見返りとしてアジルが誰かに攻め込まれた場合、ヒツタイト王に援助の要請をすれば、ヒツタイト王は歩兵隊と戦車隊をアジルに送るとしている。これは一見、相互的な義務規定であるかのような体裁を取っているが、ここで仮想される敵国とはエジプトであり、やはりヒツタイト側の都合によるアムルへの軍役義務の規定と見なせるであろう。

逃亡者に関する規定では、ヒツタイト王が占領した地の捕虜でヒツタイトから逃げ出した者やヒツタイト王を中傷する者、ヒツタイトからの逃亡者は捕らえてヒツタイト王に引き渡すように求められている。

ヒツタイトがアムルを含む属国と結んだ宗主権条約は、比較的詳細に、属国の取るべき行動を記したものであった。別の属国との条約文⁽³⁹⁾の中で、「これらの言葉は、決して相互的なものではない。それらはハッティから発せられる」と明記されていることから、ベックマンが、宗主権条約とは「宗主国のヒツタイトではなく、属国のみが誓約の誓いを行うものであった」⁽⁴⁰⁾と定義したように、アムルにとって、この宗主権条約もまたヒツタイトの属国となったアムルが、ヒツタイト王に対して誓約をし、貢納や軍役の義務を負うことで、明確にヒツタイト側につくことを強要されたものだったと言える。

第三節 シュツピルリウマ一世以降のアムル支配

シュツピルリウマ一世の次にヒツタイト王になったアルヌワンダ二世（在位前一三二二〜一三二一年）とアムル王（アジル）との間の宗主権条約は発見されていないが、一般的に条約は、どちらか一方の王が交代することに更新されたと考えられる。シュツピルリウマ一世とアジル条約の次に残っているのは、アルヌワンダ二世の次の王、ムルシリ二世とアムル王トゥツピ・テシユブの間の条約であるが、その中に「汝の祖父（アジル）と汝の父（後述のアリ・テシユブ）に課した貢納を汝（トゥツピ・テシユブ）にも課す」と記されていることも、前任者たちの条約の存在を暗に示していると言えるだろう。

さらに条約の前史の部分では、まずアジルが前述の宗主権条約の規定をその在位中、確実に守ったことが書かれている。

「汝トゥツピ・テシユブの祖父であるアジルは、私の父（シュツピルリウマ一世）の臣下になった。ヌハツシエの地の王たちとキンザの地の王が、（私の父の）敵になった時、アジルは敵にならなかった。私の父がその敵と戦った時、アジルは同じように戦った。……彼（アジル）は常に、彼（シュツピルリウマ一世）が貢納として課した、精練された一級品の金、三〇〇シエケルを彼（シュツピルリウマ一世）に支払ったのである。」（CTH 62 II, 3-6:9-10）⁽¹¹⁾

この一文にも示される通り、貢納規定ではアジルが支払っ

たのと同様に「ハツテイのはかりで（量られた）精練された金で、一級品、上質のものを三〇〇シエケル」をトゥツピ・テシユブにも課すことを記している。さらにアムル王として、アジルとトゥツピ・テシユブの間に王位に就いた「アリ・テシユブ」の存在が示され、トゥツピ・テシユブの即位は、アリ・テシユブがムルシリ二世に依頼したものであることが次の一節からわかる。

「そしてアジルが年を取り、もはや戦いに行くことができなくなった時、彼が常に歩兵隊と戦車隊とともに戦いにやってきていたのと同様に、アリ・テシユブがアムルの地の歩兵隊と戦車隊とともにやってきた。」（CTH 62 II, 15-18）⁽¹²⁾

「しかし、汝の父（アリ・テシユブ）が死んだ時、私は汝の父の要求に従って汝を見捨てなかった……しかし汝は病弱で不健康であった。つまり汝は病人であったが、それにもかかわらず私は、汝の父の地位に任命した。」（CTH 62 II, 11-12:15-17）⁽¹³⁾

ムルシリ二世は、アジルとアリ・テシユブが貢納義務と軍役義務を滞りなく果たしたことは認めながらも、アリ・テシユブの望み通りにトゥツピ・テシユブを王位に就かせたことを強調し、それをむしろアムル王の忠誠に対する見返りとしている。

シュツピルリウマ一世時代の条約の逃亡者に関する規定では、捕虜が「フリの地、キンザの地、ニヤの地、ヌハツシエの地の捕虜」⁽¹⁴⁾とされているのに対し、ムルシリ二世の時は

「ヌハツシエの地とキンザの地の捕虜」とされている点で差が見られるものの、条約の主な項目である、貢納規定、軍役規定、逃亡者に関する規定、証人としての神々、呪い、祝福などの形式はシュツピルリウマ一世とアジルの条約とおおよそ同様の構成であった。また「反エジプトの忠誠」を求める新たな規定が盛り込まれてはいるが、これはアムルに対する政策の変化ではなく、エジプトに対する政策の変化ととらえるべきである。

ヒツタイトとエジプト間の緊張が高まる中、アジルやアリ・テシユプの長年の忠誠にもかかわらず、ヒツタイト側の対アムル外交が軟化することがなかったのは特筆すべきであろう。

第二章 ハットウシリ三世とベンテシナ

ヒツタイトではムルシリ二世に代わりムワタリ二世（在位前一二九五～一二七二年）が王になり、アムルではトゥツピ・テシユブに代わりベンテシナが王になった。ムワタリ二世とベンテシナの条約の存在は明らかではないが、歴史上有名な「カデシユの戦い」（前一二八六年頃）が起こった前後のある時期に、ベンテシナはヒツタイト側からエジプト側に寝返ったと考えられている。カデシユの戦い後に、ベンテシナはムワタリ二世によってアムル王を退位させられ、ヒツタイト帝国の首都、ハットウサに連行された。アムルではムワタリ二世によって、ベンテシナの代わりにシャピリ（在位前一二七

五～一二六四年）が王位に就けられた。このシャピリという王については、ほとんど何も知られていない。ハットウサに連れてこられたベンテシナだったが、その当時ハクピサ⁽¹⁶⁾の副王⁽¹⁷⁾であった王族の一人、後のハットウシリ三世がムワタリ二世の許可を得て、ベンテシナを庇護下に置いたことが知られている。ムワタリによるハットウサへの連行の目的が何であったにせよ、ベンテシナは、とりあえずはハットウシリの助けで生きながらえることができたのである。ベンテシナはハクピサで住む場所や使用人を与えられ、ハットウシリの王宮では賓客であるかのような待遇を受けたと言われる。ムワタリ二世の死後、彼の息子のウルヒ・テシユブ（在位紀元前一二七二～一二六七年）が王位に就くが、ウルヒ・テシユブとハットウシリ三世との間に争いが起こり、結果としてハットウシリ三世がヒツタイトの王位を篡奪することとなった。ハットウシリ三世は王位に就くと、ベンテシナをアムル王として復位させ、宗主権条約を結んだ⁽¹⁸⁾。

このようなカデシユの戦いからベンテシナがアムルにおいて復位するまでの経緯を、本章では史料に基づいて再構成してみたい。

第一節 ハットウシリ三世庇護下のベンテシナ

まず KUB3.56 は、カデシユの戦い以前の文書で、ムワタリ二世からベンテシナへの書簡と考えられている。ここでは、

おそらくヒッタイトとエジプトの間でアムルが動揺していた証拠となるような内容が記されている。

「私（ムワタリ二世）は軍役義務についてこの言葉を汝（ベ
ンテシナ）に送る。……汝は（本当に）支援に来るのか。

汝はエジプトからの要請を拒否したのか。……汝は彼を問
いただし、その情報を私に送った。（それによれば、『我
が太陽である我が主人の敵を、私は知りません。』もし敵が、
エジプトの国土にしようとは、他の国土にしようとは、捕らえ
て、彼を私に引き渡せ。」（KUB 3.56, 2:4-5:7-11'⁽¹⁸⁾）

書簡の内容からして、カデシユの戦いに向かう、非常に緊
迫した状況がうかがえるが、この時点では、アムルはまだヒッ
タイト側についており、エジプト側に寝返ってはいない。し
かしヒッタイト王が「エジプトの国土にしようとは、敵を捕ら
えるべし」と命令していることから、エジプトとアムルの境
界線は、それほどまでに接近していたことがわかる。すなわ
ち、アムルは対エジプト戦の前哨と化したのである。

KB09.96はカデシユの戦いに出兵する直前の「ヒッタイト
の誓い」が記されている。「神々が私を支援した時、私はア
ムルの地を征服する」（KB09.96, 7-8）と書かれているため、
ここでは、アムルがエジプト側につき、ヒッタイトの敵になっ
たと理解される。また、エジプト側からの史料によると、カ
デシユの戦いにおけるヒッタイト同盟の諸国のリストに、ア
ムルの名がもはや挙げられていないことも、アムルがエジプ
ト側に寝返ったことを示している⁽¹⁹⁾。このアムルがエジプト側

に寝返ったことに関して、後のヒッタイト王トウドハリヤ四
世とアムル王シャウシユガムワとの間で結ばれた「宗主権条
約」には次のように書かれている。

「しかし、ムワタリ、『我が太陽』の叔父が（ヒッタイト）

王になった時、アムルの男達が次のように彼（ムワタリ二
世）に告げて、彼に対して罪を犯した。『かつて）私たち
は自ら臣下になった。今や私たちは、もはやあなたの臣下
ではない。』そして彼らはエジプトの王のもとへ行った。

そして、『我が太陽』である叔父ムワタリと、エジプトの
王はアムルの男達のことと戦った。」（CTH 105, 128-36'⁽²⁰⁾）

ここでは、「アムルの男達」がエジプト側に付くことを決
めたことが証明されており、ベンテシナの裏切りに対しては
何も言及されていない。カデシユの戦いは（裏切りを犯した）
アムルの男達」をめぐって起こったことが明記されているの
である。この一節についてジンガーは、「内部分裂の可能性
を挙げることができる。つまり、親エジプト派がエジプトの
接近に対して、ベンテシナに降伏するように圧力をかけたの
である」と述べている⁽²¹⁾。

カデシユの戦いの結果については諸説あるが、ヒッタイト
が優勢のうちに終わったというのが最近の解釈である。その
証拠としては、エジプト側についたはずのアムルが、カデシユ
の戦いの後には再びヒッタイトの支配下に戻っていることが
挙げられる。カデシユの戦いの後に、ベンテシナはムワタリ
によって退位させられ、彼に代わってシャピリが王位に就い

たことは、ハットウシリ三世とベンテシナの条約と、トゥドハリヤ四世とシャウシユガムワの条約にそれぞれ言及されている。

「私の兄であるムワタリにとってベンテシナはアムルの地で（政治的に）死んだ。ベンテシナはアムルの地の王位を継承したが、私の兄であるムワタリはアムルの地の王座からベンテシナを廃位した。」(CTH 92, rev.11-13)⁽³⁶⁾

「ムワタリは彼（ラムセス二世）を破り、武力によってアムルの地を破壊した。そしてそこを支配した。そして彼はアムルの地において、シャピリを王にした。」(CTH 105, I 36-39)⁽³⁶⁾

シャピリはカデシユの戦い以降からハットウシリがヒッタイト王に即位するまでのほんの一〇年間前後在位したアムルの王であったと考えられる。ムワタリ二世とシャピリの宗主権条約は見つかっていないが、慣例どおり更新されたことを前提とすると、一般的に考えても以前のものと同様か、カデシユの戦いでのアムルの裏切りを受けて厳しいものだった可能性がある。

その後、ベンテシナは捕らえられハットウサに連れて来られたことは、同じくハットウシリ三世とベンテシナの条約に言及されている。

「彼（ムワタリ二世）は彼（ベンテシナ）をハッティに連れてきた。その時私（ハットウシリ三世）はベンテシナを私の兄であるムワタリに頼み、そして彼（ムワタリ二世）

は私（ハットウシリ三世）に彼（ベンテシナ）を与えた。私は彼（ベンテシナ）をハクピサの地に運び、彼に使用人を与えた。彼はどんな不都合もこうむらなかつた。私は彼を守った。」(CTH 92, rev.13-15)⁽³⁷⁾

さらにハットウシリ三世がウルヒ・テシユプから王位を篡奪した後、ベンテシナをアムルにおいて復位させたことも、ハットウシリ三世とトゥドハリヤ四世との条約にそれぞれ記されている。

「偉大な王であるムワタリが彼の運命に従った時、私、ハットウシリは私の父（ムルシリ二世）の王位に私の地位を置いた（＝即位した）。私はベンテシナを再びアムルの地に向けて解放した。私は彼を、彼の父の王位に即けた。私たちは、私たちの間で友好的な関係を築いた。」(CTH 92, rev.16-18)⁽³⁸⁾

「しかし『我が太陽』（トゥドハリヤ四世）の叔父であるムワタリが死んだとき、『我が太陽』である父ハットウシリが王になった。彼はシャピリを退位させ、アムルの地において、彼の父であるベンテシナを王にした。彼は『我が太陽』である父（ハットウシリ三世）を守り、そしてハッティを守った。彼はハッティに対して罪を犯すことは少しもなかつた。」(CTH 105, I 40-48)⁽³⁸⁾

条約文の中ではベンテシナの背信行為について咎めることなく、ハットウシリ三世がベンテシナをアムル王に復位させたことが書かれている。

ベンテシナが寝返ることになったのが「アムルの男達」のせいであったとしても、ヒツタイトに対して反逆を犯した王が常識的に見て、再び王位に就くことは極めて異例であり、この点にもハットウシリ三世の対アムル政策の特異性をうかがうことができる。

第二節 ヒツタイトとエジプトの平和条約から見たベンテシナの復位の意味

シリアの領有権を巡るカデシユでの決戦から十七年経った紀元前一二六九年頃、ヒツタイトがエジプトとの平和条約に踏み切ったことは、長く両国の間で動揺してきたアムルにも影響を与えたと考えられる。この条約文では、ヒツタイト王ハットウシリ三世とエジプト王ラムセス二世が、互いに「兄弟」と呼び合い、ヒツタイトまたはエジプト国内で反乱などがあつた場合には、互いの支援に駆けつけるといふ内容などが記されている。カデシユでの勝敗のゆくえと同様、果たしてどちら側の主導権のもとで、この条約締結の交渉が行われたかは定かではないが、少なくともこの条約をもってアムルにおけるヒツタイト側の宗主権が確定したと言える。

条約の中で、逃亡者に関する条項では次のように書かれている。

「そしてもし、(反乱) 貴族がエジプトから逃げ、あるいは、(不忠の) ある集団がアムルの王のところへ(亡命を求めて)

やつて来たとしても、ベンテシナは彼らを捕まえ、彼らを彼(ベンテシナ)の主人、ハッテイの王のもとへ送るでしょう。そして偉大な王でハッテイの王であるハットウシリは、アモン神に愛でられし者、偉大な王でエジプトの王であるラムセスのもとへ彼らを送り返すでしょう。」(CTH 91, 49⁽⁶⁾—51)

この一節では、ベンテシナの名前が言及されているが、この種の二国間条約の規定に第三者である属国の王の名が出てくるのは、極めてめずらしいことである。しかも、これが大國同士の重要な平和条約であることを考えると、ヒツタイトの対エジプト政策において、アムルとその王ベンテシナが担っていた役割は極めて大きかったと言える。条約の文面通りに受け取るならば、ハットウシリ三世は、ベンテシナにヒツタイト側の対エジプト外交の代表としての立場、エジプト側と直接接触する役割を託したのである。

何故ハットウシリ三世がベンテシナを保護し、復位させたかについては、これまで定説はない。クレンゲルは、ハットウシリ三世がウルヒ・テシユプから王位を篡奪するもくろみが始当からあつて、ベンテシナを自分の陣営に引き込んだとする立場を取っている⁽⁶⁾。それに対し、王位篡奪に関しては、『ハットウシリの弁明』にある通り、ムワタリ二世はハットウシリ三世を信頼しており、ハットウシリ三世もまたムワタリ二世に対する忠誠を貫いていたが、ムワタリ二世の死後、王位に就いたウルヒ・テシユプがハットウシリの影響力を恐れ、ハッ

トウシリ(60)の勢力を抑えようと画策したために争いが起こり、王位を篡奪する結果になったという説もある。ハットウシリ三世の王位篡奪が、すでにベンテシナを保護する時点で計画されていたかどうかは結論が出ないが、いずれにしても、ハットウシリ三世が、エジプトとの境界に位置するアムルの王として一度はエジプト側に付き、エジプトとも面識があるベンテシナを復位させたという事実は、ヒツタイトとエジプト間の平和条約締結以前からベンテシナを意のままに操ることのできる臣下として教化し、彼自身の対エジプト政策に利用する意図があったと予測できる。

第三章 ハットウシリ三世の対アムル政策及びシリア政策

第一節 アムルの担うべき役割の変化

ヒツタイトがエジプトと平和条約を締結したことにより、アムル国内にも平和が訪れたはずである。また二つの国家間の交易と外交が盛んになったことで、両国の国境の緩衝地帯としてのアムル領土は両国の交流の中核となったと考えられる。

ベンテシナがハットウシリや王妃ブドウヘパに宛てた書簡には、ヒツタイトの「使者」の到来について言及されている。KBo 28.54はベンテシナがヒツタイト王妃ブドウヘパに送った書簡であるが、次のように書かれている。

「そしてジヌビとあなたの使者たちは、アムルに到着しました。」(KBo 28.54, 5-6)⁽⁶¹⁾

同様に KBo 8.16はベンテシナがヒツタイト王に送った書簡から、かなり破損してはいるが「ヒツタイト王の使者とエジプト王の使者が……に……」(KBo 8.16, rev7-9)⁽⁶²⁾という文面を読み取ることができる。アムルはヒツタイトとエジプトの両国の使者が頻繁に行き来する通過点であったわけだが、双方の使者が同時に到来したという事実は、ジンガーが推測するような「ベンテシナは外交使節の出発と到着について、ハッテイへの報告を求められていた」ことだけでなく、アムルがヒツタイトとエジプト双方の定期的な外交交渉の場として利用された可能性も示唆している。

また、ヒツタイト王妃ブドウヘパがエジプト王ラムセス二世に宛てた書簡の草稿 KUB 21.38には次のように記されている。

「我が兄弟であるあなた(ラムセス二世)が、私(ブドウヘパ)に対して次のように書き送ってきた事実に関して。『あなた(ブドウヘパ)がその娘を私(ラムセス二世)に引き渡す際、あなたの気にかかっている事とあなたの望んでいることについて書き送って下さい。』このメッセージはちょうど我が兄弟に期待していたものです! 王妃(我が娘/私//ブドウヘパ)がアムルに到着した後は、私は(常に)あなたの側にいるでしょう。そしてそこから、私は王妃が考えていることは何でも、あなたに書き送るでしょう。」

我が兄弟であるあなたはそれらに反対せず、(むしろ)それらに賛成するでしょう。娘がわが兄弟のもとに着いた時、王妃のこれらの件は落ち着いているでしょう。」(KUB 21.38, rev.1-6)⁽⁶⁶⁾

ヒッタイトとエジプトの平和条約の後に、ハットウシリ三世の娘とラムセス二世は結婚し、ヒッタイトとエジプト王家は婚姻関係を持った。ラムセス二世に嫁ぐはずのヒッタイト王女がなかなかやってくることに対するラムセスの催促の返事として、プドウヘパが言い訳をしているのがこの書簡の主題であり、この中で述べられている「娘」はハットウシリ三世の娘のことであると考えられるが、文脈からは「王妃」がこの娘を指すのか、あるいはプドウヘパ自身を指すのかは判断がつかない。この書簡に関してジンガーは、「プドウヘパはアムルまで自分の娘(の輿入れ)に同行したいと(ラムセス二世に)告げている」と指摘し、⁽⁶⁷⁾他方クレンゲルは、「プドウヘパは(嫁入り後の)娘にアムルで会うつもりであった」と解釈を加えている。⁽⁶⁸⁾いずれにしても、エジプト王妃となったハットウシリ三世の娘やヒッタイト王妃自らアムルへ足を運んだか、運ぶ予定であったということは、アムルとヒッタイト宮廷の仲はかなり親密であり、またベンテシナ支配下のアムルがヒッタイト王妃や王にとって安全が確保されている地域と認識されていたと考えられる。

以上の二つの事柄からアムルは、以前のようにヒッタイト対エジプトの争いの最前線ではなく、公式な交流の場として

両国の平和の根本を支える役割を担ったと言える。

第二節 ハットウシリ三世とベンテシナの間で締結された宗主権条約

ハットウシリ三世はヒッタイトで王位に就いた直後に、ベンテシナをアムル王に復位させた。⁽⁶⁹⁾この際、ハットウシリ三世はベンテシナと宗主権条約を締結した。ただし、新たに結ばれた宗主権条約は、シュツピルリウマ一世がアジルと結んだものを基礎としてはいるが、明らかにヒッタイトとアムルのより親密な関係を前提としたものであることを以下に考察していく。

まず「前史」を記した部分で、ハットウシリ三世がヒッタイトの王位に就き、ベンテシナを復位させるまでの経緯が述べられた後、ハットウシリの子ネリツカイリがベンテシナの娘と結婚することと、ハットウシリの子ガツシユリヤをベンテシナへ降嫁させることが規定されている。

「私の息子、ネリツカイリは彼の妻として、アムルの地のベンテシナの娘を得るだろう。一方、私は王女、ガツシユリヤウイヤをアムルの地へ、王家へ、ベンテシナへ彼の妻として与えた。彼女は今、アムルの地で、王妃の地位を持つ。将来、私の娘の息子と孫は、アムルの地で王権を行使するだろう。」(CTH 92, obv. 18-21)⁽⁷⁰⁾

ここでは、ハットウシリの子ガツシユリヤウイヤが、ベン

テシナの正室として迎えられるべきであると明示される点に注目したい。ここで述べられているハットウシリ三世の息子、ネリツカイリに関しては、まだ研究者の間で議論が続けられているが、ハットウシリ三世とタルフンタッサの副王ウルミ・テシプの宗主権条約の中に、「皇太子 (*tukranti*)」の称号を持つて現れる。実際にハットウシリ三世の後に王位に就くのはネリツカイリとは別人のトゥドハリヤ四世であり、その間何が起こったかはよくわかっていないが、少なくともハットウシリ三世の治世下で一時的にはネリツカイリがハットウシリ三世の後継者であったと考えるよいだろう。その重要な地位にいたネリツカイリにベンテシナの娘が嫁ぎ、さらにはガツシユリヤウイヤと同じ「彼の妻」第一夫人 (*aswitsa*)⁽⁷⁾として表記されていることは、アムルがヒッタイトの属国という立場にもかかわらず、かなり対等な婚姻を結んだと言えるだろう。

続く一文では、ベンテシナによる王朝創設と王位の世襲権に対する要求を、直接対話形式でハットウシリ三世が保証するという、属国としては極めて特別な待遇を受けていることが強調されている。

「ベンテシナは我が太陽の前でこう言った。我が主人に申し上げます。『あなたは死んだ人間である私に、命を与えてくださいました。あなたは私を再びアムルの地へ、我が父の王権へ戻しました。あなたは、死んだ人間と同じであった私に命を与えてくださいました。我が主人が条約と誓い

の粘土板を作ってくださいますように！ベンテシナがアムルの地の王であるという保障のために、彼がそれに調印し、書いてくださいますように！ 未来永劫、誰であれベンテシナの手から、あるいは彼の息子の手から、あるいは彼の孫の手から、アムルの地の王権を取ることがないように』と。我が太陽は次のように言った。『汝、ベンテシナが私に依頼したことを、私、我が太陽が必ず許可しよう』と。」
(CTH 92, obv. 22-27)⁽⁷⁾

ベンテシナがこのような要求をした理由をクレンゲルは、「アムルにおいて再び王位についたベンテシナが、アムルでの彼の地位を強化しなければならなかったからだ」と仮定している⁽⁷⁾。さらにクレンゲルは、次に記す項目と合わせて、「条約がベンテシナを正統な支配者として強調し、彼の子孫による継承の疑問を禁じていることは、このベンテシナの要求によるものだった」とするが、文脈から考えると、極めて妥当な理解であろう。そしてもちろん、ハットウシリ三世は、この要求に対して条件をつけることなく、最大限の保障を与えているのである。

「誰もベンテシナから、または彼の息子の手から、または彼の孫の手から、ベンテシナの子孫と私の娘の手から、アムルの地の王権を取ることとはできない。ベンテシナの息子と彼の孫、ベンテシナの子孫と私の娘の息子は、アムルの地の王権を握っている。たとえ誰であれベンテシナや彼の息子や孫に害をなすものがいたならば、彼はハッティの王

とヒッタイト人の敵となるであろう。」(CTH 92, obv.30-33)⁽⁷³⁾

この条項に明記された、宗主としてのハットウシリ三世がベンテシナを庇護する保障を実際に順守した事実がある。

ハットウシリ三世からバビロニアのカダシュマン・エンリル二世に送られた書簡、KBo 1.10とKUB 3.72はアムルとウガリットでバビロニアの商人が殺された事件に関することが記されている。これによると、ベンテシナがバビロニアを冒瀆したことについて、カダシュマン・エンリルがハットウシリ三世に訴えたところ、ハットウシリ三世は「ベンテシナは私の臣下である」と述べ、ベンテシナがハットウシリ三世の前でバビロニアを冒瀆した事実はないと証言し、もしカダシュマン・エンリル二世がこの証言を信じなかったら、ベンテシナの従者を法廷に立たせると約束しながらも、全体的にはベンテシナをかばうのである。⁽⁷⁴⁾

条約文中で、『我が太陽』である私は、汝と〈明確に〉取引した」と述べ、ヒッタイト王家への忠誠を求めた項目が続くのは、ベンテシナの子孫によるアムル王位の継承に対する保障の代価である。一般的な宗主权条約の性質である、属国へのヒッタイトによる一方的な誓約の押し付けから、相互の取引によって両国の関係が規定されるまでに、ヒッタイトにとってのアムルの地位が対等に近づいていた、とするのは過言かもしれないが、それまでのヒッタイトとアムルの条約文で、アムル王を「汝」と呼称する割合が多かったのに対し、

ハットウシリ三世とベンテシナの条約文では、「ベンテシナ」と繰り返し個人名を挙げていることから、双方の親密さがあるかがえるであろう。

第三節 ハットウシリ三世時代のアムル支配の前提—婚姻政策

古代オリエントにおいても、ある国の王室が他国と姻戚関係を結ぶことは、重要な政治的目的を持っていた。少なくともこの時代の列強国同士の婚姻は、「二つの国家が一つになる」「二つの国の国民が一緒になる」という建前を持っているが、⁽⁷⁵⁾その意義は列強によって多少の違いがあった。例えば、エジプトにとっての婚姻政策は、自国の権力を周囲に誇示するためであった。エジプトの政策の特徴としては、属国にせよ、列強国にせよ、一方的に他国から王女を迎えるのみで、自国の王女を他国に嫁がせることはめったになかった。⁽⁷⁶⁾一方、ヒッタイトの婚姻政策では、基本的にヒッタイト王女をヒッタイトへの忠誠とヒッタイトの影響力を強めるために、主に属国へ降嫁させることが行われた。さらに、ヒッタイト王女は、属国においては女王(第一夫人)として迎えられ、彼女の息子は、将来その属国の王位を継ぐ者として期待された。ヒッタイト新王国時代において、ハットウシリ三世以前の王達の治世下で執り行なわれた婚姻政策は四例ほどある。⁽⁷⁷⁾ シュツピルリウマ一世とハヤサのフッカナとの宗主权条約では、フッカナにシュツピルリウマの妹(姉)を与えたと記さ

れている。また、シュツピルリウマはミタンニのシャツテイワザにシュツピルリウマの娘を与えている。続いて、ムルシリ二世とミラ・クワリヤのクパンタ・クルンタとの宗主権条約に、クパンタ・クルンタの父にシュツピルリウマの娘（ムワタリの妹、もしくは姉）を与え、彼女がクパンタ・クルンタの母であることが明記されている。トウドハリヤ四世とアムルのシャウシュガムワとの宗主権条約の一節には、ムワタリ二世がセハ河⁽⁸⁰⁾の王マストウリに彼の妹（姉）のマサヌツジを与えたと記されている。これらの事例からわかることは、ヒツタイト王たちが王女を降嫁させるのは、アナトリアの支配者たちに対してであった。ミタンニはユーフラテス河の上流にあった国なので、アナトリアの支配者ではないが、ミタンニ王シャツテイワザは、ミタンニがヒツタイトに滅ぼされた後に、ヒツタイトにとっての傀儡の王として擁立された王であったため、かつてヒツタイト、エジプトと並び強大な勢力であったミタンニを、完全にヒツタイトの陣営に引き入れるために、ヒツタイト王女を降嫁させたと考えられる。また、アナトリア内部のヒツタイト王女を降嫁させた国を含むヒツタイト周辺諸国でも、特にヒツタイト帝国時代以前にはヒツタイトに対する反乱が起こっていた⁽⁸¹⁾。そのため、アナトリア内の諸国にも婚姻によって親ヒツタイト的な国家を作る必要性があったと考えられる。

ハットウシリ三世は娘のガッシュリヤウイヤをベンテシナに与え、代わりにベンテシナの娘をハットウシリの子のネ

リックイリの妻とした⁽⁸²⁾。ハットウシリ三世以前は、主にアナトリア内部の国の王たちに対して、ヒツタイト王の娘や妹（姉）を降嫁させてきたが、ハットウシリ以降はアムルに対しても王女を降嫁させるようになった。これは、今までアナトリアの支配者たちや列強国にしか適用してこなかった政策を、シリアのアムル支配にも導入するようになったことを意味する。

ベンテシナの後を継いだシャウシュガムワは、ハットウシリ三世とベンテシナの宗主権条約で強調されたように、おそらくベンテシナとヒツタイト王女ガッシュリヤウイヤの間でできた息子であると考えられるため、アムル王位はヒツタイト王家の血を引く子孫によって継承されていたのだろう。このことについてベックマンは、それ以前の条約がアッカド語とヒツタイト語で書かれたのに対し、トウドハリヤ四世とシャウシュガムワの条約文はヒツタイト語版のみしか残っていないのは、「ヒツタイト王族」で、トウドハリヤ四世の義理の兄弟であるシャウシュガムワにとって、条約をアッカド語に翻訳する必要がなかったからであると述べている⁽⁸³⁾。すなわち、ヒツタイトに対するアムルの忠誠は婚姻関係を持たなかった以前のように揺らぐことがなくなり、アムルの国土はヒツタイトの支配領域としてはつきりと区分されるようになったと言える。

次に婚姻がアムルにどのような変化をもたらしたかについてだが、それまではシリアの一支配者であったアムルの地位

は、ヒツタイト王家との姻戚関係を持ったことよって、上がったと考えられる。それは、トゥドハリヤ四世とタルフンタッサの副王クルンタとの間で結ばれた宗主権条約に示されている。この宗主権条約の中には、この条約を承認した「神々のリスト」に加えて、「立会人リスト」が含まれている。その立会人リストには、ヒツタイトの王子やヒツタイト宮廷に使える役人の名前、そして何人かの他国の王の名前が挙げられている。その中にベンテシナの名前が言及されている。他国の王とは、「アムルの地の王、ベンテシナ」の他に「カルケミシユの地の王、イニ・テシユプ」、「セハ河の地の王、マストウリ」、「ミラの地の王、アランタリ」であるが、カルケミシユはタルフンタッサと同様に副王によって治められていた国で、ヒツタイトとシリアの中間にあり、シリアを間接的に統治する存在で、他の属国の支配者よりも優遇された地位にいたので、立会人リストに名前が挙げられていると考えられる。また、セハ河とミラの国はそれぞれアナトリアの西側に位置していた。ミラの王アランタリについての詳細はわからないが、セハ河の王マストウリはムワタリ二世の妹、マサヌツジと結婚しており、ベンテシナ同様、ヒツタイト王家と親戚関係にあった。このことから、立会人としてヒツタイトと姻戚関係にある親ヒツタイト系の中でも限定された王たちが集められたと考えられるが、その中でベンテシナは唯一のシリアの支配者である。さらに注目すべきなのは、次のアムル王になる皇太子シャウシユガムワも同席していることであ

る。シャウシユガムワは後に、トゥドハリヤ四世の妹と結婚したため、「王の義兄弟⁽⁸⁾」という称号も特別に与えられている。以上からアムル王はハットウシリ三世時代以降、他のシリアの支配者たちよりも、ヒツタイト帝国支配下でも最優遇された地位にあったと言えるだろう。

おわりに

アムルに対するヒツタイトの支配はハットウシリ三世の時代以降、変化したと言える。変化の内容をまとめると、次の通りである。①ハットウシリ三世とベンテシナの間で結ばれた宗主権条約において、条約の内容自体は、アジル時代のもの为基础としており大きな変化はないが、前文中ではハットウシリ三世がベンテシナの要請を認めるなど、ただのヒツタイトの属国としてだけではない扱いが見られる。②ハットウシリ三世がベンテシナを保護し、アムルとして復位させたことは、対エジプトとの平和条約締結を見越してのためだったと考えられるが、結果として、アムルは以前よりも親ヒツタイト的な国家になった。③ハットウシリ三世のベンテシナの懐柔以降は、それまではアナトリアの支配者に対して行ってきたヒツタイト王女を降嫁させる政策をアムルに対しても用いるようになり、アムルと姻戚関係を持ち、ヒツタイトとアムルの親密さを深めた。アムルにとっては、それが国家の地位の向上となった。④ヒツタイトはエジプトと平和条

約を結んだ後、アムルに両国を仲介する役割を担わせた。

ハットウシリ三世の治世以降に、対アムル政策が変化した理由としては、おそらくヒツタイトとエジプトの間の平和条約に向けての基盤作りのためだったとも考えられるが、もう一つ、アッシリアの勢力が強大になってきたからであると言える。ハットウシリ三世の後継者トウドハリヤ四世とシャウシユガムワの条約の中では、アッシリアについて次のように記されている。

「アッシリアの王は、『我が太陽』の敵なので、彼は汝(シャウシユガムワ)の敵である。汝の(国の)商人はアッシリアに行つてはならない。そして汝は、彼(アッシリア王)の商人が汝の地へ入るのを許してはならない。彼(アッシリアの商人)は汝の地を横切つてはならない。しかし、もし彼が汝の地にやつて来たら、彼を捕らえ、『我が太陽』へ引き渡すべし。」(CTH 105, IV 14-18)⁽⁸⁵⁾

トウドハリヤ四世はアッシリアを、はつきりと「敵」とみなしており、商人の通行さえ禁止していることから、ヒツタイトとアッシリアの関係は、この時までにはかなり緊迫していたと言える。かつてヒツタイトの脅威のためにミタンニとエジプトが協定を結んだように、今度はアッシリアの脅威のためにヒツタイトとエジプトは平和条約を結んだ可能性は高い。ハットウシリ三世はシリアのアムルにガッシュユリヤウイヤを降嫁させたのと同様に、ミタンニ滅亡後のユーフラテス上流域にあたるイスワに対してキルシエバというヒツタイト

王女を降嫁させている。テン・カーテによれば、アムルとの結びつきがエジプトとの国境線の確定であるのに対し、イスラ政策はアッシリアに対する境界の強化であった。⁽⁸⁶⁾ 付け加えるならば、シリアに迫りつつあるアッシリアへの対策上、アムルと婚姻政策によつて結びつきを強めることは、シリアにおけるヒツタイトの支配領域として拠点化を図る目的も考えられるであろう。シュツピルリウマ一世の治世以降ヒツタイトが勢力を武力で拡大させていったのに対し、ハットウシリ三世時代のシリア支配の変化は、対エジプト政策としては、大国エジプトとの相互的な領土の承認を前提としたシリア支配へと変わったことを意味する。この政策の転換の背景としてアッシリアの脅威がどの程度影響していたかについての分析は、次の課題としたい。

註

(1) ヒツタイトの時代区分は、古王国・新王国の二つに区分する方法と、古王国・中王国・新王国の三つに区分する方法がある。現在では、後者が主流であるが、特に三つの時代の間で、王朝の交代が確認されているわけではない。ヒツタイトの歴史はエジプトの歴史を抜きには語れないので、エジプトの時代区分に合わせて、このように三つに時代を区分しているのである。また、この新王国時代は、ヒツタイトの領土がアナトリアの外部へ拡大した時代であるので、別名として「帝国時

代」と呼ばれることもある。

(2) 現在のトルコの中央部をさす。特にクズルウルマック川の内側が、ヒッタイトの本拠地であった。

(3) 「宗主権条約 (Vassal Treaty)」とは、宗主国であるヒッタイトに対し、それに従属するアナトリアやシリアの属国が負う義務を記した条約である。ヒッタイト学の分野では伝統的に「宗主権条約」と呼ばれている。ベックマンによると、宗主権条約の内容は、①歴史的導入②諸々の規定③宣誓④証人としての神々⑤呪いと祝福で構成されている。①の歴史的導入に関しては、「前史」と呼ばれるのがより一般的であるので、本稿でも「前史」を使用する (Beckman, G., *Hittite Diplomatic Texts*, Atlanta, 1999.)。

(4) 宗主権条約に対して、大国の間で結ばれたものは「対等な条約」であり、当時、ヒッタイトが対等であるとみなしていた国はエジプト、バビロニア、アッシリアのみである。本稿で扱う、ヒッタイトとエジプトの間で結ばれた対等な条約は、ヒッタイトとエジプトが「カデシユの戦い」の後に結んだものであるもので、特に「平和条約」と呼ばれる。

(5) 本稿は、卒業論文「ヒッタイト帝国のシリア支配—対アムル外交から見たシリア支配—」に加筆し改訂したものである。改訂にあたって、当時の王室間の「政略結婚」に着目し、それに重点を置いて執筆した。執筆

にあたっては本学鈴木恒之先生、中央大学中田一郎先生、及び早稲田大学川崎康司先生にご指導いただいた。記して感謝したい。

(6) KBo = Keilschrifttexte aus Boghazköi, (Berlin).

KUB = Keilschrifturkunden aus Boghazköi, (Berlin)

(7) Weidner, F., *Politische Documente aus Kleinasiem*, Leipzig, 1929.

(8) del Monte, G., *Il trattato fra Mursili II di Hattusa e Nimgipa di Ugarit* (Oriens Antiqui Collecto 18), Rome, 1986.

(9) Hagenbuchner, A., *Die Korrespondenz der Hethiter* (Texte der Hethiter 15/16), Heidelberg, 1989.

(10) Izre'el, S./Singer, I., *Amurru Akkadian: A Linguistic Study*, 2 vols, Atlanta: Scholars Press, 1991.

(11) cf. Izre'el, S./Singer, I., *The General's Letter from Ugarit*, Tel Aviv University, 1990. Klengel, H., "Aziru von Amurru und seine Rolle in der Geschichte der Amarnazeit", *Mitteilungen der Institut für Orientalforschung* (Z. MIO) 10, 1964, pp. 57-83. Freydank, H., "Eine hethitische Fassung des Vertrages zwischen dem Hethiterkönig Suppiluliuma und Aziru von Amurru", *MIO* 7, 1959, pp. 356-381.

(12) cf. Zaccagnini, C., "A Note on Hittite International Relations at the Time of Tudhaliya IV", *Studi di Storia e di*

- Philologia Anatolica*, 1988, pp. 295–299. Altman, A., “On Some Assertions in the ‘Historical Prologue’ of the Šaušgamuwa Vassal Treaty and their Legal Meaning”, in *XXXIV^e Rencontre Assyriologique Internationale*, ed. by H. erkanal, V. Donbaz and A. Uguroglu, Ankara, 1998, pp. 99–107.
- (13) cf. Singer, I., “A Concise History of Amurru”, *Izre’el et al.*: Amurru Akkadian, 2 vol. pp. 135–195. (hereafter Singer 1991.) Klengel, H., *Syria: 3000 to 300 B. C.*: A Handbook of Political History, Berlin, 1992. (hereafter Klengel 1992.)
- (14) Houwink ten Cate, Ph. H. J., “The Dynastic Marriages of the Period between ca.1258 and 1244 B. C.”, *Altorientarische Forschungen* 23, 1996, pp. 40–75.
- (15) Liverani, M., *Prestige and Interest. International Relations in the Near East ca. 1600–1100B.C.*, Padova, 1990.
- (16) Schulman, A. R., “Diplomatic Marriage in the Egyptian New Kingdom”, *Journal of Near Eastern Studies* 38, 1979, pp. 177–193.
- (17) del Monte, G., “Mashuiluwa, König von Mira”, *Orientalia*, Nova Series 43, 1974, pp. 355–368.
- (18) その他、代表的な先行研究として、Pintore, F., *Il matrimonio interdinastico nel Vicino Oriente durante i secoli XV–XIII*. Rome: Istituto per l’Oriente, 1978. <http://www.asor.org/HTTTTE/CTHHP.html>
- (19) Lemche, N. P., “The History of Ancient Syria and Palestine: An Over View”, *Civilizations of the Ancient Near East II*, New York, 1995, p. 1206.
- (20) フリ人の国。フリ人は民族的起源は不明であるが、言語的にはウラルトゥ語とともにコーカサス系言語に属すると考えられている。ハブル河上流の三角地帯が核地域であり、首都はワシユガンニ。紀元前二〇〇〇年中期に一大強国ミタンニとなるが、その首都や主要都市の文書庫が発見されていないため、不明な点が多い。一時はティグリス河以東からユーフラテス河以西、アナトリア南東部にかけての広領域を支配したが、後にヒッタイトに征服されてヒッタイトの属国となる。滅亡した年代なども不明（前田徹、小野哲他『歴史学の現在—古代オリエント』山川出版社、二〇〇〇年、八四—八六頁より）。
- (21) ミタンニは、アルタタマー一世、シュッタタルニ二世、トゥシュラッタの三代にわたって王女をエジプト王室に嫁がせた。
- (22) 北シリアに位置する都市。交易で栄えた。アムルとは、姻戚関係を持つなど、親密な関係であった。
- (23) CTH=Laroche, *Catalogue des Textes Hittites*, Paris, 1971. Collins, *Catalogue of Hittite Text (CTH)*, <http://www.asor.org/HTTTTE/CTHHP.html>

- (24) 「……(前略) 兄弟関係とあなたがアマヌス山脈を訪問する件に関して―なぜゆえ私はあなたに対して兄弟関係について書き送らなければならないのか? あなたと私、我らは恐らくは同じ母親もしくは父親から生まれたということであるのか?……(後略)」(KUB 23. 102)
- (25) CTH 48に含まれる一連の文書には、ヒッタイトへのウガリットの貢納品のリストが記されている。
- (26) ヒッタイトで使われた重さの単位。一シェケルは約二、五グラム。
- (27) 小野哲「ヒッタイトの宗主権条約における貢納規定について」『オリエント』第三二巻一号、一九八九年、八五頁。
- (28) ベックマンの分類に拠る。
- (29) ヒッタイト王は、自らを「UTU-si (我が太陽)」と称した。この『我が太陽』という称号は自称としても他称としても使用される。
- (30) ヒッタイト人が侵入する以前、アナトリアにはハッティという民族が住んでいた。ヒッタイト人はアナトリアを征服した後、「ハッティ」という名称をそのまま引き継ぎ、自らを名乗ったため、ヒッタイトの文書にはこの言葉がよく用いられる。
- (31) cf. del Monte, *op. cit.*, p. 128.
- (32) cf. del Monte, *op. cit.*, p. 130.
- (33) Singer, 1991, pp. 128 – 144. Klengel, H., *Geschichte Syriens im 2. Jahrtausend II*, Berlin, 1969, pp. 266 – 272 (hereafter Klengel, 1969.). Klengrl, 1992, pp. 162–164.
- (34) cf. del Monte, *op. cit.*, p. 128.
- (35) Korošec, V., *Historische Staatsverträge. Ein Beitrag zu ihrer juristischen Wertung*, Leipzig, 1931, pp. 82f.
- (36) 小野、前掲論文、八八―八九頁。
- (37) cf. del Monte, *op. cit.*, p. 132.
- (38) cf. del Monte, *op. cit.*, pp. 132, 134.
- (39) ヒッタイト王ムワタリ二世と、ウイルサ王アラクサンドウとの宗主権条約において、ウイルサはアナトリアの北西部に位置した国。
- (40) Beckman, G., *op. cit.*, p. 2.
- (41) cf. del Monte, *op. cit.*, p. 160.
- (42) cf. del Monte, *op. cit.*, pp. 160, 162.
- (43) cf. del Monte, *op. cit.*, p. 162.
- (44) 「フリの地」は註7を参照のこと。「カデシユ」(後述)を「キンザ」とも言う。また、ニヤはオロンテス河の外側の国、ヌハッシエはシリアの内陸にある国である。
- (45) この項目では、エジプトに密使を送ったり、エジプトの臣下になったりしてはならないと記されている。
- (46) アナトリアの北部に位置する都市。
- (47) ヒッタイト王は戦略上、重要な都市に副王としてヒッタイト王子を送り込んだ。副王が置かれた場所として

は、ハクピサの他に、カルケシシュ、タルフンタッサなどがある。

- (48) 三章二節を参照の「JJ」。
- (49) cf. Hagenbuchner, *op. cit.*, pp. 379f.
- (50) cf. Klengel, 1969, p. 213.
- (51) Goetze, A., "The Hittite and Syria", *The Cambridge Ancient History* II. 2, Cambridge 1975, p. 253.
- (52) cf. Kühne, C. u. Otten, H., *Der Šaušgamuwa – Vertrag*. (Studien zu den Bogazköy – Texten 24), Wiesbaden: Otto Harrassowitz, 1971, pp. 6–8.
- (53) Singer, 1991, pp. 165f.
- (54) エジプトのカルナック、アブ・シンベル、アビュドスなどの神殿や葬祭殿の壁面には、カデシユの戦いはエジプト側の大勝利であったことが書かれている。そのため、以前はカデシユの戦いはエジプトが勝利したのもと思われていたが、最近では、これはエジプト側の誇張表現とされている。そのため、カデシユの戦いはエジプトの辛勝だったという説や引き分けだったという説、その後のヒッタイトのシリアにおける優位に變化がないことから、ヒッタイトの勝利だったという説など、結果ははっきりしていない。
- (55) cf. del Monte, *op. cit.*, p. 178.
- (56) cf. Kühne u. Otten, *op. cit.*, p. 8.
- (57) cf. del Monte, *op. cit.*, p. 178.
- (58) cf. del Monte, *op. cit.*, p. 180.
- (59) cf. Kühne u. Otten, *op. cit.*, p. 8.
- (60) cf. Edel, E., *Der Vertrag Zwischen Ramses von Ägypten und Hattuşili von Hatti*, Berlin, 1997, p. 9.
- (61) Klengel, 1992, p. 170.
- (62) Wolf, H. M., *op. cit.*, pp. 68ff.
- (63) cf. Singer, 1991, pp. 100f.
- (64) cf. Singer, 1991, pp. 103f.
- (65) Singer, 1991, pp. 169f.
- (66) cf. Helck, W., "Urhi-Tesup in Ägypten", *Journal of Cuneiform Studies* 17, 1963, pp. 92f.
- (67) Singer, 1991, p. 170.
- (68) Klengel, 1992, p. 172.
- (69) 二章一節を参照の「JJ」。
- (70) cf. Weidner, *op. cit.*, pp. 128f.
- (71) cf. Weidner, *ibid.*
- (72) Klengel, H., *op. cit.*, 1992, p. 171.
- (73) cf. Weidner, *op. cit.*, pp. 128–131.
- (74) KBo 1.10+KUB 3.72 の rev. 32–33 には「ベンテシナは我が臣下である。もし彼が我が兄弟（カダシユマン・エンリル二世）を侮辱したのならば、彼はまた私（ハットウシリ三世）をも侮辱したことはないのだらうか？」と書かれている。すなわち、「ベンテシナはカダシユマン・エンリル二世を侮辱したはずがない」

とも受け取れる表現である。

- (75) Liverani, M., *op. cit.*, p. 282.
- (76) Liverani, M., *op. cit.*, p. 277.
- (77) Rölling, W., "Heirat, politische", *Reallexikon der Assyriologie* IV/4-5, Berlin 1975, pp. 286f.
- (78) アナトリアの北東部に位置する国。
- (79) アナトリアの北西部に位置する国。ミラ国とクワリヤ国の複合国家。
- (80) アナトリアの西部に位置する国。
- (81) アナトリア西部のアルツアワで、ムルシリ二世の時代に反乱が起こった。
- (82) 三章二節を参照のこと。
- (83) Beckman, G., *op. cit.*, pp. 103ff.
- (84) シュメール語の表記で LU HA-DA-A-AN LUGAL と表され、血縁関係のある「兄弟 (SES)」とは区別して用いられる。
- (85) cf. Kühne, Otten, *op. cit.*, pp. 14-16.
- (86) Houwink ten Cate, Ph. H. J., *op. cit.*, p. 56.

付記

本稿説稿の後、Altman, A., "Rethinking the Hittite System of Subordinate Countries from the Legal Point of View" *American Oriental Series*, 123/4, 2003, pp. 741-756, 2003. を入手した。同論文はハットウシリ三世に焦点を当てているわけでは

ないが、本稿でも扱った属国支配に対する興味深い指摘をしている。ここであえて記す。